

空調機器更新工事一次判定シート

受付番号

別紙 1

《防音工事を実施した住宅を建替えなどした場合の空調機器の更新工事補助について》

防音工事を実施した住宅の建替や部屋の改装を行なった場合の空調機器の更新工事補助には、次のような要件を満たすことが必要です。該当する項目の□に○をご記入ください。

すべての□に○が付いた場合(2は、ア～ウのいずれか1つに該当すれば可)は、更新工事を受けられる可能性がありますので、このシートを担当課までお送りください (判断が難しい場合などもその旨をお書きになり、お送り下さい。)。

なお、該当しない項目が1つでもある場合及び昭和52年4月3日以降増築した部分は、補助の対象になりません。

氏名 (居住者本人・その他_____)

住所 大田区

防音工事をした住宅の所在地(ご住所と同じ場合は不要です。) 大田区

連絡先 _____

居住人数 人

1 【建替・改装に共通】建替えた住宅(改装した部屋)についての要件

防音工事で施工した 工法と同等の遮音性能(500Hzの音で db以上)が必要です。

- ア 希望する部屋に取り付いているサッシ・ドアは、防音性能(JIS T-1)以上である。
- イ サッシのガラスの厚みは、透明ガラスの場合 5mm 以上、型板ガラスの場合 6mm 以上、網入りガラスの場合 6.8mm 以上である。
- ウ 希望する部屋の間仕切り建具には、グラスクールなどの防音材が入っている。
- エ 希望する部屋の天井・壁は、必要な遮音性能を有する構造になっている。

*平成3年2月14日以前に建替・改装をした住宅、または防音工事の施工内容がサッシの交換のみであった住宅については、ウ・エは要件となりません。

*二次判定の際は、希望する部屋のサッシ・ガラス・間仕切り建具・壁・天井等の遮音性能を証明するもの又はその構造が確認できるものが必要となります。

ご不明なこと []

2 【建替のみ】居住者についての要件(この要件は、ア～ウのいずれかに該当すれば結構です。)

- ア 対象区域指定の日(昭和50年5月10日)以前に居住していた方が継続して居住している。
*一部の方は対象区域指定の日が昭和52年4月2日となります。

- イ 対象区域指定の日(昭和50年5月10日)以前に居住していた方の家屋または土地の相続者が居住している。

*一部の方は対象区域指定の日が昭和52年4月2日となります。

*二次判定の際は、相続関係が証明できるものが必要となります。

- ウ 火災による建替えで、火災時に居住していた方が継続して居住している。
*二次判定の際は、罹災証明が必要となります。

ご不明なこと []

空調機器更新工事一次判定シート

受付番号

別紙 1

3 【建替のみ】建替え前の住宅についての要件(老朽化の要件)

建替え前の住宅(防音工事をした住宅)は、築24年以上経っていた。

*二次判定の際は、築年数を証明するものが必要となります。

なお、防音工事後24年以上経っている場合及び火災による建替「2 居住者についての要件ウ」に該当する場合はこの要件を満たしているものとし、築年数を証明するものは不要です。
ご不明なこと []

[参考] 登記簿謄本《東京法務局城南出張所 鶴の木2-9-15 電話3750-6651~3》

固定資産税台帳《東京都品川都税事務所 品川区広町2-1-36 品川区総合庁舎内 電話3774-6666》

補助の概要

(1) 換気扇工事の対象となる室数及び面積

居住者人数プラス1室で、防音工事時に設置した室数以内で合計室面積と同規模(135%以内)

*135%を超える場合は、対象室を変更するか、又は対象室数を減じる必要があります。

(2) 冷暖房機工事の対象となる室数及び面積

居住者人数までの室数で、防音工事時に設置した室数内で(1)の面積以内

なお、3回目の取替えは、居住者人数マイナス1室(居住者1人の場合は対象となりません。)
ですが、次のいずれかに該当する方は居住者人数まで可となります。

ア 生活保護受給中 イ 帰国者支援法による支援受給中 ウ 死亡した配偶者がイに該当

補助の対象とならないもの

次のものは、事前にご用意いただくか、施工業者にご相談いただき、別途実費負担をしていただことになります。

(1) エアコンの配管用「穴あけ」と電源「コンセント」の設置

(2) 換気扇もご希望の場合は、「1台に付き2個の穴あけ」が必要になりますが、それらは自己負担になります。

今後の予定

(1) 区からご連絡します

お送りいただいた「空調機器更新工事一次判定シート」の内容(不明な点を記載された方は、おうかがいして)と区の資料により、補助の対象になるかどうかを審査し、補助の対象になる可能性があるか、又は対象にならないかをご連絡します。

(2) 適用要件を確認するための証明書類のご提出をお願いいたします。

補助の対象になる可能性がある方には、適用要件の確認に必要な書類等のご提出をお願いします。ケースによっては、適否について国へ照会します。

ご提出がなかったり、ご提出いただいた書類で必要な事柄が確認できない場合は、補助を行なうことが出来ません。

送付先 大田区 環境対策課 環境調査指導担当(空港周辺対策) 電話5744-1335

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

* 大森東・大森西・入新井・糀谷・羽田特別出張所にお出しいただければ、当課へ送付されます。